

令和4年度 8月定例農業委員会総会議事録

日時 令和4年 8月 5日 (金) 午前9時
 場所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 17人 欠席者 6人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	15番	橋本 達男	出席
3番	松下 茂	出席	16番	寺田 一義	欠席
4番	田中 雄三	出席	17番	寺田 宏澄	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	18番	森園 文男	出席
6番	大川 定道	出席	19番	松永 淳	出席
7番	江頭 政寛	出席	20番	本村 一	欠席
8番	鷺崎 和志	出席	21番	副島 幸満	欠席
9番	尊田 信明	出席	22番	牛島 和昭	出席
10番	馬郡 文男	出席	23番	田中 節士	欠席
11番	山内 しげ子	出席	24番	島田 忠誠	欠席
12番	濱尾 種光	出席			

- 報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (3件)
- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 町許可分 (1件)
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町許可分 (1件)
- 議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会決定分(6件)
- 議案第4号 農用地利用集積計画(中間管理権分)について
委員会決定分(2件)
- 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
委員会認定分(1件)
- 議案第6号 空き家に付随する農地の指定の解除について 委員会認定分(1件)
- その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和4年8月の農業委員会定例総会を開催します。

現在の出席委員は15名、欠席委員は5名で、残り3名の委員さんには連絡を取っています。「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。なお、先月の総会におきまして農業委員の辞職同意議決を頂いておりました〇〇委員さんが残念なことに先月の16日に死去されました。これまで農業委員として一緒に頑張ってくださいました。この場からですが心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

では、会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。日頃から暑いなかでの農業委員活動大変ご苦労様です。また、先月からの農地パトロール検討会、地区別研修会参加と大変ありがとうございました。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第4号	農用地利用集積計画（中間管理権分）について
議案第5号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第6号	空き家に付随する農地の指定の解除について
その他	

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 3件 面積 6,749㎡

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

7月28日に事務局、会長、私とで現地確認を行いました。申請地は山と山の間の谷の農地になっております。下段に田んぼを作られておられる所もありますが、水利関係も排水関係も何ら支障になるとは思われませんのでよろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすること

に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

前議案分と一緒に7月28日に現地確認を行いました。

申請地の南側や道路を挟んで右側に畑がありますが、建物を建てられるわけではないと聞いておりますので、隣接農地には何ら支障はないと思われなし。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、

町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 5件 所有権移転 1件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数 貸借権 2件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第5号1について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区分の内容等を説明。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

7月29日に事務局2名、中原校区委員4名の計6名現地確認を行いました。

現状としまして、地権者の半分以上が亡くなられており、写真のと通りの放置状態になっております。将来的には、鳥栖の東部地区環境施設リサイクルプラザが、航空写真の真ん中ため池北側よりに建設される予定になっており、そこへの進入道路がないため、ここら一帯は買収にかかるものと思われまます。実情として地権者もおられず、このまま放置しておくより非農地として認められ、開発に係った方が良いのではと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

事務局

補足説明

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

白図の黄色の色がついてない分4807-557、4807-471等については、もう非農地扱いされてある所なのででしょうか。

事務局

〇〇委員さんのご質問ですが、航空写真の次のページ白図で黄色く色付けされてある所が、今回非農地として申請に上がっている箇所、それ以外については、現在の西部環境施設組合リサイクルプラザで保有されてある土地でそこについては測量をして地目も山林、原野に変更してあります。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第5号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号1は提案どおり承認する事に決定いたしました。続きまして、議案第6号空き家に付随する農地の指定の解除について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第6号について、空き家に付随する農地の指定解除の対象農地、解除までの経緯、解除理由等を説明。

議 長

事務局より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

空や家に付随する農地で登録になっていますが、土地と農地という捉え方でよいのでしょうか。

事務局

空や家に付随する農地というのは、空や家バンク登録制度というものがあまして、空き屋を有効活用するという事で町の方で制度を設けられてありますが、空き屋には横に畑があることが結構あるため、まとめて売却されたい意向の時に、対外的に農業は無理だが家庭菜園等というニーズや、地方回帰という場合に農地を利用する、遊休農地を発生させないということで、こういった制度が設けられています。〇〇委員さんが言われましたように目的は空き屋+農地となりますので、空き屋が無くなればその土地を宅地として活用されるのか、次の目的が分かりませんので解除となります。

〇〇委員

大阪からの方で、ホームページを見て来られ、みやき町の農地のついた空き屋を探しておられ、新規就農アスパラをしたいとの相談があったのですが。

事務局

新規就農で施設園芸をしたいとのことであれば、取得で所有権が移ることになります。5反要件があるなか、5反要件の例外規定がありまして、1反でも2反でも、空き屋があろうがなかろうが取得できます。家は新築し土地は別に取得でも出来ます。失礼ですが〇〇委員さんがその例で5反要件関係なく取得されています。また、先月7月28日の農業会議主催の会議に出席された委員さんはお分かりになると思いますが、来年令和5年4月1日より5反要件という下限面積の要件が廃止されることになっています。農業委員会からすれば、それをやってしまうと無作為の土地の買い占めとか農地の取得につながりかねないとか非常に危惧する声が上がっておりますが、来年4月1日より施行になっております。今、空や家に付随する農地の制度がありますが、来年3月31日までの制度かなと思っております。ただ誰もかれもが取得出来るとなれば、取得する方が本当に農地を効率的に耕作出来るか判断する審議が必要になると思われれます。法律自体は施行が決定もしておりますが、実際どのような運用をするかはこれから派出されると思っておりますので、そのあたりは総会の際や農業新聞等でも委員さんが情報を取得出来るようにしたいと思っております。変わるということだけご理解して頂きたいと思っております。

議 長

下限面積は各地区の農業委員会ごとに決めてよろしいということではなかったでしょうか。

事務局

原則法令は廃止になりますが、下限面積を各地区の農業委員会で決めるということと難しいかと思われれます。農地取得するのに5反が適切なのか、現行でも基準を2反や3反にしている所もあります。実際、農家ではないが近所の土地を借りて、20年も30年も畑を耕作されていて、その土地の所有者さんから、その土地を買って耕作を続けてくれないかと言われると相談がありますが、適正に耕作しているのに手だてがないというのが今までの現状であり、その辺の線引きは難しく、今後具体的なガイドラインが示されるかと思っております。

〇〇委員

農地は1反も持たず耕作されてある方が近所におられますが、5反要件が廃止になれば農業者として認めなければならないと思っております。みやき町農業委員会として頑固に5反要件を言い張るのは無理になると思っております。

〇〇委員

新規就農者が増えている現在、事業計画をたて、その中で2反でも農地を買いたい、

施設園芸をしたいとなった時、そういう人達が農地を取得できるような判断でよいのではないかと思います。

事務局

〇〇委員さんが言われるように、農業人口が減っている中で、国も何らかの手立てで農業経営を主体とする人もそうですが、いくらかでも農業をしたい人を増やしたい意向だと思います。そうしないと大きな道路を挟んだりすると、どうしても広がれない農地が出てきてしまい、遊休化したりいろいろな問題が出てきます。その対策での法律改正なのではと思われます。

〇〇委員

下限面積が0になると、現在、他地区より耕作にきて横暴な耕作管理をしてあるような人達が、参入しやすくなると思います。

事務局

逆に、今日も審議して頂いた、事前に事務局に提出して頂く基盤法の利用集積計画での貸借権より3条の所有権移転だと法律的にきちんと耕作されているか、個別に詳しく審査するようになりますし、農業委員さんの同意書の確認も頂くようになりますので、シビアに判断ができるかと思います。3条の所有者移転での場合、きちんと耕作されていないとき、取消ができるような法令の運用が出来ると規制がかかるのではと思いますが、今のところ我々もガイドライン等を待っている状態です。

〇〇委員

貸借契約でも地権者の人達は知らずにおられますが、田んぼの1枚も持ってない地域外の人が無謀な耕作をされ、地域の耕作者や、新たにそこの耕作を任された者は、大変な被害をこうむります。

〇〇委員

利用権もですが、相続問題だと思います。後継者問題が絡んでくると思います。

議 長

貴重な意見がでておりますが、今後、その他の意向調査で反映しながら良い方向にすすめて行かなければと思います。

〇〇委員

下限面積0は0でよいのですが、地域に見合ったシビアなガイドライン等の特例を作って頂けたらと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第6号について、区域指定を解除することに承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第6号は提案どおり承認する事に決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 農業経営意向調査票の検討について
2. 農業経営意向調査対象者の把握のための各生産組合長への説明及び確認について
3. 農地の借受希望相談について

議 長

9月の総会は、9月5日(月)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、9月5日(月)実施するという事で確認いたします。

それから、来月分の現地調査については、8月22日以降に行いますので、該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで8月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番